

令和6年度試行研修

子どもの権利擁護(第1回)

日程 **8月5日(月)【1日間】**

第2回は、同教科目で9月下旬に実施(7月募集開始)を予定しています。

対象 1 児童相談所、こども家庭センター等の職員
2 子ども家庭福祉行政に携わる職員
3 教育等に係る職員

【各回定員80名程度】

特別区職員研修所(東京区政会館別館)(千代田区九段北1-1-4)

子どもの権利擁護は、児童福祉行政に携わるすべての職員にとって根本におくべき理念です。令和6年4月施行の改正児童福祉法において、一時保護や施設入所をはじめとした児童相談所長が行う措置等の決定時において子どもの意見聴取等を行うこととされました。

子どもが自分の考えをまとめて表明するプロセスには、児童相談所だけではなく、地域の支援者の関わりも含まれています。今回の研修では、子どもの権利擁護の基本理念とともに身近な支援者にも理解してほしい子どもの声の聴き方、関わり方について学び、グループワーク等を通じて理解を深めます。

カリキュラム

| 8月 | 時間 | 教科目・講師 |
|-----------|---------------------|---|
| 5日 (月) | 9:00 ~ 12:00 | ○思春期の子どもの声の聴き方、関わり方 特に虐待を受けてきた思春期の子どもとの関わり方、意見の聴き方について学びます。子どもと向き合い、子どもの声を聴くために大切なことについて考えていきます。 《講師》 西隈 亜紀 氏 特定非営利活動法人東京フレンズ理事長/同法人グループホーム・キキ施設長/ 日本社会事業大学非常勤講師/精神保健福祉士/社会福祉士/公認心理師 |
| | 13:00 ~ 14:00 | ○改正児童福祉法の趣旨 ~子どもの意見表明等を支援する~ 改正児童福祉法に盛り込まれた子どもの意見表明に関する基本的な事項と、児童相談所や地域での子どもの意見聴取等の現状や今後の課題について学びます。 《講師》 区職員 葛飾区児童相談所 児童相談課 法務担当課長/ ちば子ども若者ネットワーク 代表/弁護士/社会福祉士 |
| | 14:00 ~ 17:00 | ○若者とともに考える意見表明 ~社会的養護の体験等から~ 社会的養護を経験した当事者(ファシリテーター)等をお招きし、経験談を伺います。ファシリテーターを中心にグループワークや意見交換を行い、子どもの意見を聴き、どのように行政としての対応や支援に繋げていくのかみんなで考えてみましょう。 《講師》 区職員 パネルディスカッションやグループワークを実施するにあたり、社会的養護等の経験のあるファシリテーターの方をお招きします。 |
| 計 | | 1日間(7時間) ※途中昼休憩等有り |

【問合せ先】特別区職員研修所 教務第2課 児童相談研修係 (TEL: 03-6261-1577)